

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1121
事項名	場外車券売場の設置許可基準の特例
規制の特例措置の概要	地方公共団体が、下記の措置を講じる場合に、場外車券売場の構造等の設置許可基準の特例を設ける。 ・場外車券売場の周辺にある文教・医療施設に対して著しい支障を及ぼすおそれがないようにするための措置を講ずる。 ・それぞれの施設の規模・構造が適切なものであり、車券の発売等の公正かつ円滑な実施のために最低限必要な設備を有する。 ・場外車券売場の設置について、地元地域の十分な理解を得る。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	小規模場外車券発売施設事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	自転車競技法施行規則第14条、第15条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示(平成15年経済産業省告示第69号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自転車競技法施行規則第15条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。
特例措置の内容	地方公共団体が、競輪場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1.及び2.に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された1.及び2.に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項(※1)に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、自転車競技法第4条第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、自転車競技法施行規則第15条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。 1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限(経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数(※2)を超えない範囲内で定めたものに限る。) 2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲 ※1 告示で定める施設が備えるべき事項 (1)施設に関すること ① 当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること ② 外部との遮断に必要な構造であること ③ 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること ④ 入場者の用に供する設備が整備されていること ⑤ 管理運営に必要な設備が整備されていること (2)運営に関すること 車券の発売等が公正に運営されることが確実に認められること ※2 告示で定める施設の規模の上限 窓口(払い戻しを含む)の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1103・1122
事項名	特区における特定事業に係る電力の特定供給の許可の審査手続の迅速化
規制の特例措置の概要	「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業」の認定を受ける特区において、電力の特定供給の許可に関する標準処理期間が現在2週と定められているが、審査期間を原則3日以内に短縮する。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業
措置区分	省令・通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第21条 電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12年3月21日 平成12・03・16資第1号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特定供給制度を活用して電気を供給する場合には、両者に生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を要する。特定供給許可の標準処理期間は2週となっている。
特例措置の内容	地方公共団体が次の1. のいずれかの関係に該当する電力の供給者と需要家について、需要家保護措置を要しないものであることを確保するため、供給者と需要家との三者間において次の2. に掲げる内容を盛り込んだ協定を締結する(供給者と需要家が組合を設立する場合にあっては、当該組合の定款を地方公共団体が確認の上、協定を締結する)こととし、締結しようとする当該協定の内容を構造改革特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該協定を締結した供給者は、供給者と需要家との間における生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、電気事業法第17条第2項第1号に規定する特定供給の許可を受けられるものとする。 この場合、本許可の審査期間を3日(標準処理期間5日)以内とする。 1. 供給者と需要家との関係 (1) 取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 (2) 共同して組合を設立し、当該組合が発電設備施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 2. 協定に盛り込むべき内容 (1) 電気供給予定者が電気の供給を開始しようとする際、電気料金、配線工事の費用の負担等において、特定者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (2) 供給予定者が電気を供給する相手方の利益を阻害しないこと。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1123
事項名	研究開発の実施期間における海洋温度差発電設備に関する各種検査等の 手続の不要化・簡素化
規制の特例措置の概要	出力が100キロワット以下の海洋温度差発電設備の発電実験であって、発生した電力が実験施設内の電氣的閉鎖区域の中で全量消費される場合、研究開発の推進母体に設置される専門家委員会等による設備の工事、自主検査が適切に実施される体制・方策等を保安規程に明記することをもって、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を、研究開発の実施期間に限り不要とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受審しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内の研究施設において、次の1. に定める条件を満たすバイナリー発電設備であって海洋温度差を利用して発電する発電設備を、研究開発の目的で設置及び使用されるものと認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査、定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。 1. 条件 (1)出力が100キロワット未満であること。 (2)実験施設外の電気設備と電氣的に接続されておらず、当該施設外へ電氣的影響を及ぼすおそれがないこと。 2. 構造改革特別区域計画に定める事項 (1)以下に掲げる研究事業の概要 ①研究実施主体 ②研究を実施する期間 ③発電設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 (2)以下の分野に係る専門家により構成される委員会を研究開発の実施主体が設置し、当該設備における工事又は自主点検が電気事業法第39条に基づき規定される技術基準に適合していることの検討及び評価を行うなど、客観的に適切な判断を行う体制及び方策 ①機械工学 ②材料工学 ③電気工学 ④化学工学 (3)(2)に係る体制及び方策に従い、研究開発の実施主体が保安規程に定めるべき事項
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1124
事項名	小型バイナリー発電設備の定期自主検査の時期の延長
規制の特例措置の概要	小型で安全性が高いバイナリー発電設備(燃料を使用せず、安全な媒体(例えば、難燃性・毒性がない・機器腐食性がない・化学的に安定である、など)を使用し、最高使用温度及び最高使用圧力が低く、出力500キロワット未満のもの)については、設置者が、当該設備の使用実態(外観、運転状態、事故の有無等)を踏まえて、安全確保上、定期自主検査の時期を延長しても問題のない時期を技術的に証明し、それが国により確認された場合には、定期自主検査の時期を延長可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	小型バイナリー発電の定期自主検査時期延長事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第94条の2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電設備を構成する蒸気タービンについては4年、液化ガス設備については2年を超えない時期に定期自主検査を実施しなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、次の1. に定める条件を満たすバイナリー発電設備であると認め、構造改革特別区域計画に次の2. に掲げた事項を構造改革特別区域計画に記載し、法第4条の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該設備に係る蒸気タービン及び液化ガス設備の定期自主検査は、電気事業法施行規則第94条の2第1項の規定に関わらず、2. (3)に定める時期を超えない時期に行うものとする。</p> <p>1. 条件</p> <p>(1)出力500キロワット未満であること。 (2)最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。 (3)最高使用温度200度未満であること。 (4)燃料を使用しないものであること。 (5)使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び有毒性がないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1)当該設備の仕様(発生する電気出力、設備の最高使用圧力及び最高使用温度など) (2)使用する熱媒体の種類及びその性質 (3)具体的な定期自主検査を実施する時期 (4)以下に掲げる事項に照らし、当該設備が(3)に定める時期に定期自主検査を実施しても、電気事業法第39条に基づく技術基準への適合性が確保されることを技術的に証明する資料</p> <p>①設備の劣化 ②使用する熱媒体の劣化 ③使用する熱媒体に応じた設備材質の腐食</p>
同意の要件	2. (4)に示す技術的な証明をする資料等により、2. (3)により定められた時期について、その妥当性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1114・1125
事項名	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス施設の検査周期の延長
規制の特例措置の概要	検査周期の延長が可能であることを証明する腐食や損傷などのデータ及び具体的な検査周期等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス施設の検査周期を延長可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	高圧ガス施設における保安検査期間変更事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第79条第2項 コンビナート保安規則第34条第2項 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(以下「製造細目告示」という。)第14条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	原則年1回、保安検査を受けなければならないが、特定の設備は保安検査期間が延長されている。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該地区内に設置される高圧ガス設備については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した保安検査期間に延長することができる。 (1)当該高圧ガス設備のガス種、使用圧力等の仕様 (2)保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献及び当該設備の危険度評価に関するデータや文献(高圧ガス施設のうち、水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献) (3)具体的な保安検査期間(保安検査期間については、製造細目告示第14条に規定する保安検査期間を参考にされたい。)
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1126
事項名	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス製造設備に係る事業所の境界線までの距離変更の可能化
規制の特例措置の概要	高圧ガス製造設備から事業所の境界線までの距離を変更することによる危険性を解消するための措置として、例えば、爆風圧を遮る障壁を設置した場合に、当該措置によって安全が確保されることを示すガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどの実証実験によるデータ及び変更しようとする距離等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス製造設備から事業所の境界線までの距離の変更を可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	特定製造事業所の境界線までの距離変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	コンビナート等保安規則第5条第1項第8号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特定製造事業所における高圧ガス製造設備は、高圧ガス災害の周辺物件への被害を小さくするため、製造設備から事業所の境界線までの距離が定められている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(4)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガス製造設備から事業所の境界線までの距離については、当該特区内において実施しようとする下記(4)に記載した距離とすることができる。</p> <p>(1) 設置される当該製造設備のガス種、使用圧力等の仕様 (2) 例えば、自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁の設置など、事業所の境界線までの距離を変更しても災害の周辺物件への被害を小さくする保安確保策 (3) (2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証試験によるデータや文献及び当該設備の危険度評価に関するデータや文献 (4) 設置される当該製造設備に関する具体的な「技術上の基準」(「技術上の基準」については、コンビナート等保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にされたい。)</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1127
事項名	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス製造設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離変更の可能化
規制の特例措置の概要	保安区画内にある高圧ガス製造設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離を変更することによる危険性を解消するための措置として、例えば爆風圧を遮る障壁を設置した場合に、当該措置によって安全が確保されることを示すガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどの実証試験によるデータ及び変更しようとする距離等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス製造設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離の変更を可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	高圧ガス製造設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	コンビナート等保安規則第5条第1項第10号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特定製造事業所における高圧ガス製造設備は、高圧ガス災害の周辺物件への被害を小さくするため、隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離が定められている。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(4)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガス製造設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離については、当該特区内において実施しようとする下記(4)に記載した距離とすることができる。 (1) 設置される当該製造設備のガス種、使用圧力等の仕様 (2) 例えば、自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁の設置など、隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離を変更しても災害の周辺物件への被害を小さくする保安確保策 (3) (2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献及び当該設備の危険度評価に関するデータや文献 (4) 設置される当該製造設備に関する具体的な「技術上の基準」(「技術上の基準」については、コンビナート等保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にされたい。)
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1128
事項名	石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事に伴う手続の簡素化
規制の特例措置の概要	石油コンビナート事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱うこととし、許可申請については届出に、届出については不要とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	コンビナート等保安規則第14条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高圧ガス製造施設の変更工事の内容に応じて、都道府県知事に許可申請又は届出を行うこととなっている。
特例措置の内容	地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、構造改革特別区域内の石油コンビナート事業所における試験研究施設として認めて、法第4条の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該施設における処理量を変更を伴わない構造変更を、高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項のただし書の経済産業省令で定める軽微な変更工事として取り扱い、同条第1項に基づく許可申請については届出に、同条第4項に基づく届出については不要とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1112・1129-1
事項名	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガスの特別充てん許可、特別認定の一般制度化
規制の特例措置の概要	従来特別認可や特別充てん許可を必要とされていた技術基準や充てん率であっても、それらが安全であることを立証する実証実験データ及び具体的な技術基準や充てん率等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、当該技術基準及び充てん率を用いることができるようにする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	液化ガスの容器における充てん率変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	容器保安規則第22条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	液化ガスは内容積に応じて計算した質量以下で充てんしなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(4)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する充てん所においては、当該特区内において実施しようとする下記(4)に記載した充てん率とすることができる。</p> <p>なお、本特例措置を実施するに当たっては、充てん率を変更できる容器であることを見分けるために地方公共団体の長が講じる措置を構造改革特別区域計画に記載することとする。</p> <p>(1) 充てん率を変更しようとする容器のガス種、材料等の仕様 (2) 例えば、充てんする液化ガスが膨張しても破裂しない強度を有する容器など、充てん率を変更しても安全性が確保される保安確保策 (3) (2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献及び当該容器の危険度評価に関するデータや文献(液化水素ガスを充てんする容器については、(2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献) (4) 具体的な充てん率(充てん率については、容器保安規則第22条に規定する液化ガスの質量の計算の方法などを参考とされたい。)</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1129-2
事項名	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガスの特別充てん許可、特別認定の一般制度化
規制の特例措置の概要	従来特別認可や特別充てん許可を必要とされていた技術基準や充てん率であっても、それらが安全であることを立証する実証実験データ及び具体的な技術基準や充てん率等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、当該技術基準及び充てん率を用いることができるようにする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	高圧ガス設備の特別認定の一般制度化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第6条、第8条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高圧ガス設備は、技術上の基準(省令)に適合する必要がある。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(4)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される高圧ガス設備の技術上の基準については、当該特区内において実施しようとする下記(4)に記載した技術上の基準とすることができる。</p> <p>(1) 設置される当該設備のガス種、使用圧力等の仕様</p> <p>(2) 例えば、自動遮断装置の設置、想定される圧力でも破壊しない強度を有する設備の使用など、高圧ガス設備の技術上の基準を変更しても安全性が確保される保安確保策</p> <p>(3) (2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献及び当該設備の危険度評価に関するデータや文献</p> <p>(4) 設置される当該設備に関する技術上の基準(「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考に、当該設備に特化した基準を検討されたい。)</p>
同意の要件	<p>上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし